

鳥取県公報

平成13年3月30日(金) 号外第43号

每週火:金曜日発行

目

企管規程 鳥取県企業局企業職員就業規則及び企業局企業職員の給与に関する規程の一部を 改正する規程(総務課)......1 病管規程 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程(総務課)......5 鳥取県病院局企業職員就業規則及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の 代表監査 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令......24 委員訓令

企業局管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則及び企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布す る。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局企業職員就業規則及び企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県企業局企業職員就業規則の一部改正)

第1条 鳥取県企業局企業職員就業規則 (昭和38年鳥取県企業管理規程第6号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(任用) 第6条 職員の任用に関しては、地方公務員法第15条 から第22条まで <u>及び第28条の4から第28条の6まで</u> の規定の定めるところによる。	(任用) 第6条 職員の任用に関しては、地方公務員法第15条 から第22条までの規定の定めるところによる。
(勤務時間、休暇等) 第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、	(勤務時間、休暇等) 第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成6年鳥 取県条例第35号)及び職員の勤務時間、休暇等に関 する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号) の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、 事業所の交替勤務者の勤務時間については、週休日 に関することを除き、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 勤務は、別に定める勤務割によることとし、 1週間当たりの勤務時間は、40時間 (ただし、地 方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員については、知事が別に定め る時間)とする。

(3)及び(4) 略

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成6年12 月鳥取県条例第35号)及び職員の勤務時間、休暇等 に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則 第15号)の規定の適用を受ける県職員の例による。 ただし、事業所の交替勤務者の勤務時間については、 週休日に関することを除き、次に定めるところによ る。

(1) 略

(2) 勤務は、別に定める勤務割によることとし、 1週間当たりの勤務時間は、40時間とする。

(3)及び(4) 略

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下 線が引かれた部分 (追加項を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該 改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(職務の級)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、現業職員のうち地方公 務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第 28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用さ れた職員(以下「再任用職員」という。)の職務の 級は、別表第1のイの職務の級の欄に掲げる1級と する。

(手当の支給の特例)

第13条の4 月の1日から末日までの間において次の | 第13条の4 月の1日から末日までの間において次の 各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事 した日数が15日未満である場合における当該特殊勤 務手当の額は、それぞれ第7条第2項第1号、第8 条第2項第1号又は第12条第2項第1号に定める額 に、当該業務に従事した日数が1日以上8日未満で ある場合にあっては100分の30を、8日以上15日未 満である場合にあっては100分の60を乗じて得た額 とする。

(職務の級)

第4条 略

(手当の支給の特例)

各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事 した日数が15日未満である場合における当該特殊勤 務手当の額は、それぞれ第7条第1項、第8条第1 項又は第12条第1項に規定する額に、当該業務に従 事した日数が1日以上8日未満である場合にあって は100分の30を、8日以上15日未満である場合にあっ ては100分の60を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

(1)~(3) 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務 に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職 員」という。) が従事した場合における当該業務に 係る特殊勤務手当の額は、それぞれ当該各号に定め る額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」とい う。) 第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短 時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時 間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数 を乗じて得た額とする。
 - (1) 第7条第1項第1号の業務 同条第2項第1 号に定める額
 - (2) 第8条第1項第1号の業務 同条第2項第1 号に定める額
 - (3) 第12条第1項第1号の業務 同条第2項第1 号に定める額
- 3 前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職 員の月の1日から末日までの間における前項各号に 掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日 数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項 に規定する週休日の日数 (その月の中途において新 たに採用された職員その他の知事の定める職員にあっ ては、知事の定める日数)を差し引いた日数 (以下 この項において「要勤務日数」という。) に15を常 時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して知事の 定める数 (以下この項において「特定数」という。) で除して得た数を乗じて得た日数 (その日数に1日 未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た 日数。以下この項において同じ。) 未満である場合 の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日 数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じ て得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得 た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100 分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除し て得た数を乗じて得た日数未満である場合にあって は100分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗 じて得た額とする。
- 4 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務 | 2 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務 に従事した時間が1日について4時間に満たない場 合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それ ぞれ第7条第2項第2号、第8条第2項第2号、第 9条第2項、第10条第2項又は第12条第2項第2号 第10条第2項又は第12条第2項に規定する額に100
 - に従事した時間が1日について4時間に満たない場 合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それ ぞれ第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、

に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。 (1)~(5) 略

(休日勤務手当)

- 第13条の6 条例第11条第1項に規定する企業管理規 | 第13条の6 条例第11条第1項に規定する企業管理規 程で定める日は、次の各号に定める日とする。
 - (1) 勤務時間条例第11条に規定する祝日法による 休日 (勤務時間条例第12条第1項の規定により代 休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務 時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日 に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」と いう。)

(2)~(4) 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表 | 第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表 第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中 欄に掲げる職 (知事がこれに相当すると認める職を 含む。) とし、これらの職にある職員に対する管理 職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の 右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額 (再任用短時 間勤務職員について、その額に1円未満の端数があ るときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(海外随伴休暇)

第16条の3 条例第17条第3項の企業管理規程で定め 第16条の3 条例第17条第3項の企業管理規程で定め る休暇は、職員 (再任用職員を除く。) が、海外勤 務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しない ことが相当であると認められる場合における休暇と する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤 務が第6条に規定する特殊勤務手当の支給の対象と ならない勤務であるときは、給料の月額、これに対 する調整手当の月額、初任給調整手当の月額及び特 地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の 合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時 間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの (再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例 第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤 務職員の例により定められたその者の勤務時間をそ 分の60を乗じて得た額とする。

(1)~(5) 略

(休日勤務手当)

- 程で定める日は、次の各号に定める日とする。
 - (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」 という。) 第11条に規定する祝日法による休日 (勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日 を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間 の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代 わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) (2)~(4) 略

(管理職手当)

第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中 欄に掲げる職 (知事がこれに相当すると認める職を 含む。) とし、これらの職にある職員に対する管理 職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の 右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(海外随伴休暇)

る休暇は、職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に 随伴するため、勤務しないことが相当であると認め られる場合における休暇とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給|第18条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給 する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤 務が第6条に規定する特殊勤務手当の支給の対象と ならない勤務であるときは、給料の月額、これに対 する調整手当の月額、初任給調整手当の月額及び特 地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の 合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52 を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じた もので除して得た額 (以下この項において「月額給 与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤 務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額

の者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第5条 給与の時間額に次の各号に掲げる額を加算した額と に規定する勤務日をいう。以下同じ。) の日数で除 して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務 日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じ て得た時間数)を減じたもので除して得た額(以下 この項において「月額給与の時間額」という。) と し、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる 勤務であるときは、月額給与の時間額に次に掲げる 額を加算した額とする。

- (1) 日によって定められた特殊勤務手当について は、その金額を8で除して得た額
- (2) 月によって定められた特殊勤務手当について は、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たり の勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用 短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用 を受ける再任用短時間勤務職員の例により定めら れたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの 勤務日の日数で除して得た時間)に18 (再任用短 時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当 たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて 得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た 額

2 略

する。

- (1) 日によって定められた特殊勤務手当について は、その金額を1日の所定勤務時間数(日によっ て所定勤務時間数が異なる場合には、1週間にお ける1日平均所定勤務時間数)で除して得た額
 - (2) 月によって定められた特殊勤務手当について は、その金額に12を乗じ、その額を1週間の勤務 時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたも のを減じたもので除して得た額

2 略

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 渞

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程 (平成7年鳥取県病院局管理規程第1号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後 改正前

(病院の内部組織の設置)

を所掌させるため、当該右欄に掲げる課、室及び係 を置く。

	略	
鳥取県立	麻酔科	
中央病院	総合診療科	
	略	
略		

(病院の内部組織の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、当該中欄│第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、当該中欄 に掲げる科、センター、室及び部を置き、その事務 に掲げる科、センター、室及び部を置き、その事務 を所掌させるため、当該右欄に掲げる課、室及び係 を置く。

	略	
鳥取県立	麻酔科	
中央病院	略	
略		

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員就業規則及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに 公布する。

平成13年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

改正前

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員就業規則及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員就業規則の一部改正)

改正後

第1条 鳥取県病院局企業職員就業規則 (平成7年鳥取県病院局管理規程第6号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

(任用)	(任用)
第6条 職員の任用については、地方公務員法第15条	第6条 職員の任用については、地方公務員法第15条
から第22条まで及び第28条の4から第28条の6まで	から第22条まで <u>の規定及び</u> 職員の任用に関する規則
の規定並びに職員の任用に関する規則 (昭和27年鳥	(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号) の定
取県人事委員会規則第11号) 及び職員の再任用に関	めるところによる。
する条例 (平成13年鳥取県条例第2号) の定めると	
ころによる。	

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程 (平成7年鳥取県病院局管理規程第7号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下「追加項」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄 の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に 改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が 引かれた別表を加える。

改正後 改正前

(給料表)

りとする。

種	類	適り	用 範 囲
略			
現業	現業職	現業主幹、主	地方公務員法第28
職給	給料表	任 (現業職員	条の4第1項、第
料表	(1)	に限る。)、自	28条の5第1項又
(別		動車整備士、	は第28条の6第1
表第		運転士、交換	項若しくは第2項
3)		手、ボイラ技	の規定により採用
		士、調理師、	された職員 (以下
		調理員、医療	「再任用職員」と
		助手及び医療	いう。) 以外の職
		計算士	員
	現業職		再任用職員
	給料表		
	(2)		

(給料表)

第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとお | 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとお りとする。

種類	適用範囲
略	
現業職給料表	現業主幹、主任(現業職員に限る。)、
(別表第3)	自動車整備士、運転士、交換手、
	ボイラ技士、調理師、調理員、医
	療助手及び医療計算士

3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職 員」という。) の給料月額は、現業職給料表(2)に よる給料月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条 例 (平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条 例」という。) 第2条第2項の規定の適用を受ける 再任用短時間勤務職員の例により定められたその者 の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除し て得た数 (以下「勤務割合」という。) を乗じて得 2 略

た額とする。

(職務の級)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、現業職員のうち再任用 職員の職務の級は、別表第6の職務の級の欄に掲げ る1級とする。

(給料の調整額)

第5条 略

料表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基 本額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調 整数を乗じて得た額 (再任用短時間勤務職員にあっ ては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料 月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分 の25に相当する額 (再任用短時間勤務職員について、 その額に1円未満の端数があるときは、その端数を 切り捨てた額)とする。

(管理職手当)

第7条 略

手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別 表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げ る支給割合を乗じて得た額 (再任用短時間勤務職員 について、その額に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(3) 略

(医療業務手当)

第14条 略

- 2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務に再任用 短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に 係る医療業務手当の額は、別表第10に定める額に勤 務割合を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職 員の月の1日から末日までの間における医療業務手 当の支給される業務に従事した日数がその月の現日 数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日 の日数 (その月の中途において新たに採用された職

(職務の級)

第4条 略

(給料の調整額)

第5条 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給 料表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基 本額その者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整 数を乗じて得た額 (その額が給料月額の100分の25 を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する 額)とする。

(管理職手当)

第7条 略

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職 2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職 手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別 表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げ る支給割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

(医療業務手当)

第14条 略

2 略

員その他の管理者の定める職員にあっては、管理者 の定める日数)を差し引いた日数 (以下この項にお いて「要勤務日数」という。) に15を常時勤務を要 する職員の要勤務日数を考慮して管理者の定める数 (以下この項において「特定数」という。) で除して 得た数を乗じて得た日数 (その日数に1日未満の端 数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以 下この項において同じ。) 未満である場合の当該医 療業務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤 務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日 数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗 じて得た日数未満である場合にあっては100分の 60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得 た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100 分の30を、それぞれ前項の規定による額に乗じて得 た額とする。

(休日勤務手当)

第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程│第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で で定める日は、次の各号に定める日とする。

(1) 勤務時間条例第11条に規定する祝日法による 休日 (勤務時間条例第12条第1項の規定により代 休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務 時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日 に代わる代休日)

(2)~(4) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する 場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が 特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給 の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、 これに対する調整手当の月額及び初任給調整手当の 月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの 勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じた もの (再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間 条例第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時 間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間 をその者の1週間当たりの勤務日(勤務時間条例第 5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。) の日数 で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの 勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を

(休日勤務手当)

定める日は、次の各号に定める日とする。

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」 という。) 第11条に規定する祝日法による休日 (勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日 を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間 の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代 わる代休日)

(2)~(4) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する 場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が 特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給 の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、 これに対する調整手当の月額及び初任給調整手当の 月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの 勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じた ものを減じたもので除して得た額 (以下この項にお いて「月額給与の時間額」という。) とし、職員の 勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くもの の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の 時間額に次の各号に掲げる額を加算した額とする。

乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額 (以下この項において「月額給与の時間額」という。) とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手 当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、 月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とす る。

- (1) 日によって定められた特殊勤務手当については、その金額を8で除して得た金額
- (2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額
- (3) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(再任用短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た金額
- 2 条例第22条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数)を減じたもので除して得た額とする。

- (1) 日によって定められた特殊勤務手当については、その金額を1日の所定勤務時間数(日によって所定勤務時間数が異なる場合には、1週間当たりにおける1日平均所定勤務時間数)で除して得た金額
- (2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た金額

(3) 回によって定められた特殊勤務手当については、その金額の一の計算期間の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た金額

2 条例第22条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の 合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時 間に52を乗じたものから 8 時間に18を乗じたものを 減じたもので除して得た額とする。

(海外随伴休暇)

第24条 条例第22条第3項の企業管理規程で定める休 第24条 条例第22条第3項の企業管理規程で定める休 が相当であると認められる場合における休暇とする。
る場合における休暇とする。

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 給	給料月額										
再任用職員 以外の職員	盔	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の組	及 1	級 2	級	3	級	4	級
	号 釒	合 給料	月額 給	料月額	給料月	疆	給料	月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略		略		略	
再任用職員		303	35,400	57,300	410,70	00	480	,900

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の組	₹ 1	級	2 級	ž :	3 級	4	級	5 #	及	6	級	7	級
	号 糹	給料月	額	給料月額	1	給料月額	給料	月額	給料月	Ą	給料	月額	給料	月額
再任用職員 以外の職員	略	略		略	В	略	略		略		略		略	
再任用職員		192,90	10	221,400		261,300	279	,200	310,40)	349,	,700	386,	800

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の	級	1 級	2	級	3 級	4	級	5	級	6	級	7	級
	号	給	給料月額	給料	月額	給料月額	蛤	料月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
再任用職員 以外の職員			略	略		略	睢	Š	略		略		略	
再任用職員			241,600	275,	700	283,500	2	295,200	318,	700	361	,400	393,	400

(海外随伴休暇)

暇は、職員 (再任用職員を除く。) が、海外勤務を 暇は、職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴 命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないこと するため、勤務しないことが相当であると認められ

別表第1 行政職給料表 (第3条関係)

号 蛤 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額 給料月額																級	-	級	Ľ	か級	١
	給料月額	料月額	額給	給料月額	額	給料月	月額	給	給料月額	料月額	給	月額	給料	月額	給料	月額	給料	料月額	給	給	uµ.
略略略略略略略略略略略	略	略		略		略	i		略	格	1		略	í	聆		略	略		100	1

別表第2 医療職給料表 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略

イ 医療職給料表(2)

職務の組	ğ.	1 級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級
号 編	4	給料月額	給料	月額										
略	В	恪	略		略		略		略		略		略	

ウ 医療職給料表(3)

職務の	の級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級
号	給	給料	月額												
略		略		略		略		略		略		略		略	
_				_		_				_		_		_	

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円 円	
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300

19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			
30	338,900			
31	346,500			
32	353,800			
33	359,600			
34	364,500			
35	368,500			
36	371,900			
37	374,900			
38	377,800			
39	380,400			
40	383,000			
41	385,600			
42	388,200			
43	390,900			
44	393,700			

別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

ア 現業職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			

(号9

30	338,900
31	346,500
32	353,800
33	359,600
34	364,500
35	368,500
36	371,900
37	374,900
38	377,800
39	380,400
40	383,000
41	385,600
42	388,200
43	390,900
44	393,700

イ 現業職給料表(2)

職務の級		給 料 月 額	
明が近りが	第 1 類	第 2 類	第 3 類
1級	153,400円	191,900円	221,500円

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

第1条 鳥取県病院局財務規程 (平成7年鳥取県病院局管理規程第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前 (帳簿の種類及び保管) (帳簿の種類及び保管) 第11条 出納員は、病院事業に関する取引を記録し、 第11条 出納員は、病院事業に関する取引を記録し、 計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備え、 計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備え、 これを保管しなければならない。 これを保管しなければならない。 (1)~(4) 略 (1)~(4) 略 (5) 収入予算差引簿 (様式第9号) (5) 収入予算執行計画整理簿 (様式第9号) (6) 支出予算差引簿 (様式第10号) (6) 支出予算執行計画整理簿 (様式第10号)

- (7)~(12) 略
- (13) 資金前渡 (概算払) 整理簿 (様式第17号)

(14) 略

(支出の手続)

第23条 略

2 取扱金融機関又は管理者が指定した金融機関に預 2 取扱金融機関に預金口座を設けている債権者は、 金口座を設けている債権者は、口座振替の方法によ り支払を受けようとするときは、局長又は病院長に 銀行振込依頼書 (様式第21号) を提出しなければな らない。ただし、請求書にその旨を記載することに よりこれに代えることができる。

3~6 略

(口座振込による支払)

者からその債権者の指定する預金口座に口座振替の 方法により支払うときは、取扱金融機関を受取人と する小切手を振り出し、その表面余白に「銀行振込」 の印を押し、銀行振込通知書を添え、これを取扱金 融機関に交付しなければならない。

(物品の範囲)

- のをいう。
 - (1) 備品 (1年以上の耐用年数を有する取得価額 3万円以上10万円未満のもの (第54条に規定する 固定資産を除く。))
 - (2) 略
 - ので、耐用年数が1年未満又は取得価格が3万円 未満のもの (第54条に規定する固定資産を除く。) 及び準備品))

(4)~(6) 略

(入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

- 号に掲げるものの提供をもって代えることができる。 (1)及び(2) 略
 - (3) 政府の保証のある債券
 - <u>(4</u>) 略

- (7)~(12) 略
- (13) 前渡金整理簿 (様式第17号)
- (14) 概算払整理簿 (様式第18号)
- (15) 略

(支出の手続)

第23条 略

口座振替の方法により支払を受けようとするときは、 局長又は病院長に銀行振込依頼書 (様式第21号)を 提出しなければならない。ただし、請求書にその旨 を記載することによりこれに代えることができる。

3~6 略

(口座振込による支払)

第27条 出納員は、第23条第2項の規定により、債権 | 第27条 出納員は、第23条第2項の規定により、債権 者からその債権者の指定する預金口座に口座振替の 方法により支払うときは、取扱金融機関を受取人と する小切手を振り出し、その表面余白に「銀行振込」 の印を押し、銀行振込請求書を添え、これを取扱金 融機関に交付しなければならない。

(物品の範囲)

- 第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるも|第43条 この章において「物品」とは、次の各号に掲 げるものをいう。
 - (1) 備品(設備の附属として資産に整理されるも のを除き、1年以上の耐用年数を有する取得価額 10万円以上のもの)
 - (2) 略
 - (3) 消耗品(貯蔵の状態にしないで、消耗するも │ (3) 消耗品(貯蔵の状態にしないで、一時に消耗 するもの及び準備品)

(4)~(6) 略

(入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

- 第69条 入札保証金又は契約保証金の納付は、次の各│第69条 入札保証金又は契約保証金の納付は、次の各 号に掲げるものの提供をもって代えることができる。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
 - (4) 資金運用部資金法 (昭和26年法律第100号) 第7条第1項第9号に規定する金融債
 - (5) 略

<u>(5)</u> 略

- 2 国債、地方債及び前項第4号に規定する小切手は 2 国債、地方債及び前項第5号に規定する小切手は 分の8に相当する額にこれを換算する。
- (6) 略
 - その金額に、その他のものは毎月平均市場価格の10 その金額に、その他のものは毎月平均市場価格の10 分の8に相当する額にこれを換算する。

第2条 鳥取県病院局財務規程の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。 (様式第1号)

П	•	<i>i</i> —	Ŧ
IIV		4-	
их	71	1/1	壶

伝票番号

/*/ \IA7 (举發夕)

(未伤石)										
(決裁権者)		(決	裁	合	議)			主	查	
	企業出納員			(決	裁	合	議)			

年度 鳥取県営病院事業会計

所	属	主務課	内線番号

起案年月日	年	月	日
仕訳年月日	年	月	日
調定年月日	年	月	日
収納年月日	年	月	日

下記のとおり 収入 してよいか伺います。

	区 分	借	10 10: 0:	方			貸	
勘定科目	科目コード 款項目 節 細節							
	 予算科目							
	額							円
税抗	支き額					也方消費税額		
内	容				資金・振	替		
(内	訳)		金	額		消費税及び地	方消費税額 	税区分
相号	戶方					納入通知書習	香号	
						何書照	合済	契約書照合済

号)							Г	<i>1</i> =	票番	
	伝票							江	宗 畓	ち
(業務名 (決表	5 <i>)</i> 戝権者)		(決	 裁		議)				
(11.12	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(,				
		企業出納貞	3		(決	 裁	合	議)		
		<u>ж</u> щ м" 1 5			(//	17.5	н	nex /		
	ļ									
		県営病院事業			作成年			年	月	F
所	属	主務課	内線番	5	仕訳年 振替年			<u>年</u> 年	<u>月</u> 月	E
					支出負担征				/3	-
	のとおり	振替して					貸		-	
区 科	分 ·目コード	借		方			貝		方	
勘	款 項 目 節									
勘 定 科 目	員									
目目	細節									
子管	章科目									
金	額									円
税抜き					税抜き額					
	が地方消費税額 上担行為額				消費税及び地 支出負担					
	1211 / / / / / / / / / / / / / / / / / /				支出負担					
支出負担	担行為番号				支出負担征					
内容	ł.						貨	金・振	替	
/ h ==	IV.									
(内 訳										
債権者	Ť									
				- · · · · ·	第)照合済		禾化	E状照合	溶	
	契約書)照合	注 済		長(給今)						

(様式第6号)

内 訳 簿

(科目) 前月残高

年月日	伝票番号	相手科目	摘	要		税区分	借方金額	貸方金額	残	高
ナカロ	以示田つ	107171			日 計					
					月 計					
					月 計 累 計					
								1		

様式第9号から様式第11号までを次のとおり改める。

(様式第9号)

収入予算差引簿

(科目)

日	付	処	Ļ	理	摘	要	相	手	方	予	算	額	番	号	調	定	額	残	高	番	号	収	納	額	残	高
									月計																	
									月計 累計																	

(様式第10号)

支出予算差引簿

(科目)

付	処	理	摘	要	相	手	方	予	算	額	番	号	支出負担行為額	残	高	番	号	執	行	額	残	高
							月計 累計															

(様式第11号)

現 金 出 納 簿

前月残高

年月日	伝票番号	相手科目	摘	要			税区分	借方金額	貸方金額	残	高
					日	計					
					月	計					
					累	計					

様式第14号から様式第18号までを次のとおり改める。 (様式第14号)

未収金整理簿

(科目)

債 務 者 等	前月残高	年月日	調定額	収納額	未収納額	伝票番号	納	摘 要
相手方計								
合 計								

(様式第15号)

未払金整理簿

(科目)

債 務 者	前月残高	年月日	未 払 額	支 払 額	残 額	伝票番号	摘	要
相手方計								
合 計								

(様式第16号)

預り金整理簿

前月残高

年月日	伝票番号	相手科目	摘	要	税区分	借方金額	貸方金額	残 高
				日 計				
				月 計				
				累計				

(様式第17号)

資金前渡 (概算払) 整理簿

	相	手	方	前渡(概算) 番号	伝票番号	支出負担 行為番号	科目	[区分	伝票日付	資 金 前 渡 (概算払)額	精算額	戻入額	摘	要
L															

(様式第18号) 削除 様式第20号を次のように改める。 (様式第20号)

納入通知書	•	領収書
-------	---	-----

年度 鳥取県営病院事業会計

氏名

所			属			
伝	票	番	号			
発	ŕ	Ţ	日	年	月	日
納	λ	期	限	年	月	日
納入通知書番号			€号			

樣 円 金額 (消費税及び地方消費税の額 円) 款 目 項 内容

上記のとおり納入してください。 鳥取県病院局長 (鳥取県立 病院長) 氏 名 EΠ 上記の金額を領収しました。 領収日付印 納付場所 鳥取県営病院事業出納取扱金融機関 (銀行支店)

領収済通知書 (控)

住所

氏名

金額			(消費税及び地方消費税の額		円)
款	項	目		節	
内容		•			

上記のとおり領収したので通知します。 上記の金額を領収しました。 年 月 日 領収日付印 企業出納員 氏 名 様

領収済通知書

年度 鳥取県営病院事業会計

属 住所 伝票番号 発 行 日 納 入 期 限 氏名 納入通知書番号

金額			(消費税及び地方消費税の額		円)
款	項	目		節	
内容					

上記のとおり領収したので通知します。

企業出納員 氏 名 様

上記の金額を領収しました。 領収日付印

日

日

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

年 月 日

代表監查委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年3月30日

鳥取県代表監査委員 山 田 次 彦

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程 (昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。